

■ 学費（授業料と施設充実費）納入額の例

表1【一般生】

(月額：円)

	A	B	C	D	E	F	G
①授業料納入額	0	0	0	13,200	18,150	23,100	33,000
授業料	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
就学支援金(国)	△33,000	△33,000	△33,000	△9,900	△9,900	△9,900	0
総合支援金(県)	0	0	0	△9,900	△4,950	0	0
②施設費納入額	0	400	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
施設充実費	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
総合支援金(県)	△4,000	△3600	0	0	0	0	0
納入額合計 (①+②)	0	400	4,000	17,200	22,150	27,100	37,000

表2【本校奨学生（学業、部活動、特別）】

(月額：円)

	A	B	C	D	E	F	G
①授業料納入額	0	0	0	13,200	18,150	23,100	33,000
授業料	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
就学支援金(国)	△33,000	△33,000	△33,000	△9,900	△9,900	△9,900	0
総合支援金(県)	0	0	0	△9,900	△4,950	0	0
②施設費納入額	0	400	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
施設充実費	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
総合支援金(県)	△4,000	△3600	0	0	0	0	0
③本校奨学金	0	△400	△4,000	△17,200	△22,150	△27,100	△37,000
納入額合計 (①+②+③)	0	0	0	0	0	0	0

○表1～3における区分A～Gは、高等学校等就学支援金及び鳥取県総合支援金の基準額による区分。基準額は保護者の所得による。保護者は親権者とし、父母2名の家庭は2名の合計額、離婚や死別等で父母どちらか1名の家庭は1名分（親権者がいない場合の保護者は確認表で判定）。

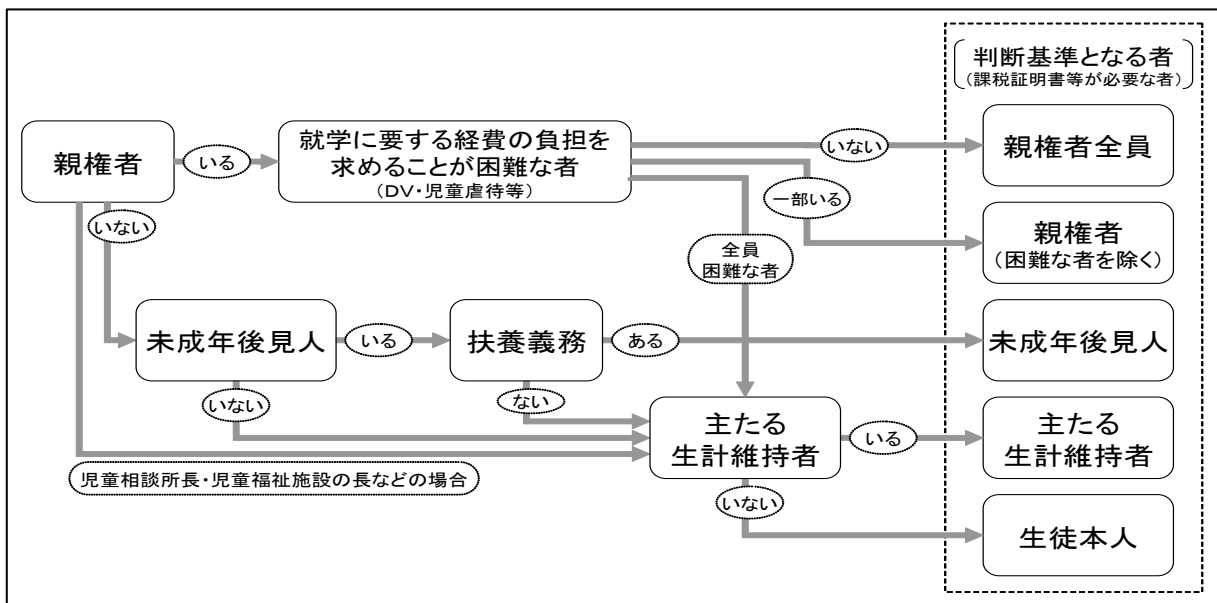
区分	保護者所得の基準額 (R2. 7. 1～)	<参考> 保護者の年収目安 ※3
	次の計算式（保護者合計額）により判定 ※1 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額	
A	154,500円未満のうち生活保護世帯	270万円未満
B	154,500円未満のうち非課税世帯 ※2	
C	154,500円未満	590万円未満
D	154,500円以上 209,700円未満	700万円未満
E	209,700円以上 263,700円未満	800万円未満
F	263,700円以上 304,200円未満	910万円未満
G	304,200円以上	910万円以上

※1 課税地が政令指定都市の場合は、調整控除を3/4にする

※2 非課税世帯：保護者全員の「市町村民税所得割額」が0円

※3 両親・高校生・中学生の4大家族で、両親の一方が働いている場合の目安。家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるので、あくまで参考程度。

(保護者確認表) 高等学校等就学支援金の支給額の判断基準となる方



○高等学校等就学支援金及び鳥取県総合支援金は、学校が生徒本人に代わって受取り、学費（授業料又は施設充実費）に充当。充当後の残りの額が実際に納入する額（表1）。

[納入額 = 学費月額37,000円 - 高等学校等就学支援金等の支給額]

○本校奨学金の給付に際しては、高等学校等就学支援金や鳥取県総合支援金等の公的な支援制度の活用を優先する為、実際の本校奨学金給付額は変動する場合あり（表2）。

[納入額 = 学費月額37,000円 - 高等学校等就学支援金等の支給額 - 本校奨学金]

○各制度の支給決定が4月ではない為、年度当初から学費への適用ができない場合あり。また、所得状況により年度途中で決定又は変更の場合あり。適用前（変更前）に納入された学費との差額は、後日還付又は追加納入。